

企業長の職務を代理する者に関する規則及び大阪広域水道企業団における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき定める職に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団規則第7号

企業長の職務を代理する者に関する規則及び大阪広域水道企業団における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき定める職に関する規則の一部を改正する規則

(企業長の職務を代理する者に関する規則の一部改正)

第1条 企業長の職務を代理する者に関する規則(平成23年大阪広域水道企業団規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(企業長の職務を代理する上席の職員) 第2条 (略) (1) (略) (2) <u>総務部長</u> 第2順位 (3) <u>広域事業部長</u> 第3順位 (4) <u>水道事業部長</u> 第4順位	(企業長の職務を代理する上席の職員) 第2条 (略) (1) (略) (2) <u>事業管理部長</u> 第2順位

(大阪広域水道企業団における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき定める職に関する規則の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき定める職に関する規則(平成23年大阪広域水道企業団規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(略) (1) 副企業長、技術長、 <u>危機管理監</u> 及び理事 (2) <u>経営管理部、総務部、広域事業部及び水道事業部</u> の部長、副理事、課長、参事、 <u>課長補佐及び副参事</u> (3)・(4) (略)	(略) (1) 副企業長、技術長及び理事 (2) <u>経営管理部及び事業管理部</u> の部長、副理事、課長、参事 <u>及び課長補佐</u> (3)・(4) (略)

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。